

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇五の二三
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅